

はじめに

富山県砺波市は、富山県の西部に位置し、飛騨山地に源を発する清流「庄川」が南北に貫流している。また、水田が広がる砺波平野に住宅が点在する「散居村^{さんきょぞん}」と呼ばれる集落形態や、国内最大のチューリップ球根の生産地として知られている。砺波地方の気候はチューリップの栽培に適しており、球根は10月頃から植えられ、雪の下で適度な温度と湿度で越冬し、春先の豊富な雪解け水の中で大きく育つ特徴を持つ。毎年ゴールデンウィークに開催される「となみチューリップフェア」では、国内最大の品種数のチューリップを見ることができ、国内外から多数の来場者を迎えている。

これらの人の生活と自然から、「庄川と散居に

広がる健康フラワー都市」をめざして市政運営がなされている。

散居村の住宅はとても大きく、6LDK、7LDKといった木造の大きな住宅ばかりで、かつては1軒の住宅に2世代、3世代と同居する大家族が多かったが、近年は核家族化によって、空き家となる民家も見られるようになった。

今回紹介する事例は、その空き家を高齢者グループホームとして開業していた施設について、消防設備の設置指導を行ったものである。

消防本部の概要

砺波地域消防組合は、砺波市、小矢部市、南砺市の3市で構成され、人口約13万6,000人、面積約929.93km²で、管轄区域は富山県の約22%を

中古住宅を利用した 高齢者グループホームへの指導

砺波地域消防組合砺波消防署第1課予防係長 山本義明

散居村(写真提供:砺波市)



占める。

当消防組合は、消防広域合併により平成23年4月に発足し、1本部・3消防署・6出張所・1分遣所の職員185名、配備車両58台で管内の災害に対応している。

該当施設を管轄する砺波消防署は、職員33名のうち日勤者2名を除く31名が交替勤務で、1当務8～10名で保有している緊急車両（ポンプ車2台、救急車2台、救助工作車1台、梯子車1台、大型水槽車1台）を乗り換えで運用し災害に対応している。

防火対象物の違反是正を担当する予防係員は、上記の出動隊員と兼務する係員10名が災害出動以外の時間に、立入検査、訓練指導、消防用設備等の検査、火災原因調査などを担当している。

施設の概要

所在地	富山県砺波市
建物構造等	木造2階建て 1階 319.48㎡ (6)項口(グループホーム) 2階 153.43㎡ 住宅 延べ 472.91㎡ 全体(6)項口
施設利用者	高齢者 20名前後 ※自力歩行可能な軽度障害で、認知症疾患
施設管理者	70歳代 男性
従業員	日中2～3名 夜間は施設管理者とその息子が2階に住んでいる。

指導の経過

○平成19年12月1日 グループホームとしての営業開始

提出された防火対象物使用開始届で確認された。

○平成20年1月20日 ①立入検査の実施。通知書の交付

道路脇に施設の看板を確認していることから、



砺波市の代表 チューリップ(写真提供:砺波市)

老人福祉施設の営業を確認し、未把握対象物として、署の査察チームにより立入検査を実施。

※防火対象物使用開始届出書の提出を指導

○平成20年2月10日 防火対象物使用開始届提出、受理

1月の立入検査と使用届書から、認知症の程度と入所の実態から政令用途を(6)項口と判定し、消防用設備の未設置を確認する。

○平成20年2月23日 ②立入検査の実施。通知書の交付

[不備事項]

- ・消防用設備等設置義務違反(消火器、自動火災報知設備、誘導灯)
- ・防災物品の未使用
- ・避難口の施錠
- ・火気使用器具の周辺の整理整頓
- ・少量危険物の貯蔵、未届

○平成20年3月25日 改善結果・計画書の提出
[改善計画内容]

- ・「消防用設備は平成20年8月30日までに設置予定」
- ・「防災物品 改修済」
- ・「施錠について管理方法も含め相談したい」
- ・「火気使用器具周辺は整理整頓します」
- ・「少量危険物は除去します」

○平成20年11月11日 ③立入検査の実施。通知書の交付

前回の改修報告に対して、設備の設置届等がなされないことから、未改修施設と判断し、立

違反是正

入検査を実施した。何点かは改修されていたが、設備未設置は継続されていた。

この際、平成19年6月の法令改正によるスプリンクラー設備設置等についても、平成21年4月施行について口頭説明した。

〔不備内容〕

- ・消防用設備等設置義務違反(消火器、自動火災報知設備、誘導灯)
- ・防災物品の未使用
- ・避難口の施錠

○平成21年1月17日 電話による指導

改修報告が提出されないことから、違反処理も視野に入れて施設管理者に対応すべく、電話による指導をした。その結果、施設管理者からは色々な思いや事情はあるものの設置について前向きな回答があり、さらに継続指導することとした。

○平成21年2月27日 改修工事の着手、自動火災報知設備の着工届出書

○平成21年3月19日 ④設備等の設置完了

設置届出書に基づく検査

「消火器・自動火災報知設備・誘導灯」の設置完了。

○平成21年4月1日 法令改正の施行

経過措置3年、当該施設にスプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備、防火管理者選任義務が施行。

○平成21年4月3日 ⑤立入検査の実施。通知書の交付(4月10日)

法令改正を踏まえて立入検査を実施する。

〔不備事項〕

- ・防火管理者選任及び消防計画、訓練実施
- ・防災物品の未使用
- ・消防用設備等設置指摘事項(スプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備) 避難口の施錠

○平成21年6月12日 施設管理者来署、違反内容の確認と周知

当初からデイサービスとして営業をしており、「宿泊者は友人が泊まっている」ものであるなどの説明とともに、デイサービスなので社会福祉行政からの補助が得られないなどの問題を繰り返し述べた。しかし、火災時の人命危険性への理解を求め、違反内容の確認と違反事項の周知を説明した。

○平成22年3月23日 ⑥立入検査の実施。通知書の交付

前回から1年が経過し、改修報告もないことから立入検査を実施した。防災物品の使用は改善されていたが、他は前回指摘事項に変化がなかった。改善報告書の提出を求める。

〔不備事項〕

- ・防火管理者選任及び消防計画、訓練実施
- ・消防用設備等設置指摘事項(スプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備)
- ・避難口の施錠

○平成22年3月31日 改善結果・計画書

〔改善計画内容〕

- ・「防火管理関係は速やかに提出します」
- ・「スプリンクラー設備は予算を組んで設置計画します」
- ・「消防機関へ通報する火災報知設備は平成22年4月末日までに設置」
- ・「避難口の施錠、予算を組んで改修計画」

○平成22年3月31日 点検結果報告書が提出 消火器、自動火災報知設備、誘導灯等良好。

○平成22年4月19日 着工届出書 消防機関へ通報する火災報知設備

○平成22年5月14日 ⑦設置届出書検査

「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置完了。



防火対象物の外観

○平成22年7月20日 防火管理者選任届出の受理

防火管理者資格を有していた従業員を選任した。

○平成22年7月20日 消防計画作成届

「防火管理者の選任、消防計画の届出」が完了した。

○平成23年11月28日 防火管理者選任・解任届出の受理

施設管理者の息子(一緒に住んでいる)が資格を取得し変更した。

○平成23年11月28日 消防計画作成届

○平成24年3月31日 法令改正(スプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備の猶予期間終了)

スプリンクラー設備設置義務違反となる。

○平成25年2月13日 ⑧特別査察実施 指導書の交付

査察規程に基づく「特別査察」として立入検査を実施。

特別査察は、今回のようなスプリンクラー設備未設置で、かつ、改修のめどが立たないなどの対象物に対して、消防長又は消防署長が必要と認めた時に実施される。

本事案は、署・本部の合同体制により、違反処理も視野に入れて実施した。

〔不備事項〕

- ・スプリンクラー設備設置義務違反
- ・防災物品使用表示義務違反
- ・避難口の施錠

○平成25年2月28日 改善計画書受理

〔改善計画内容〕

「スプリンクラー設備は平成25年8月中に設置予定」

○平成25年3月11日 スプリンクラー設備の見積書提出(施工業者より提出される。)

○平成25年4月8日 ⑨立入検査の実施

見積書の提出により設置計画が進んでいると思われたが、さらに施工促進を図るうえで立入検査を実施し、早期の設置を再度指導した。

○平成25年5月10日 スプリンクラー設置に伴



内部の居室状況

う業者来署

スプリンクラー設備設置の内容を打合せ。

○平成25年6月10日 スプリンクラー設備の着工届出書提出

○平成25年8月2日 ⑩設置届出書検査
「スプリンクラー設備」の設置完了。

違反是正のポイント

当該施設は、県や市の介護保険等担当部署にはデイサービスとして届出された施設で、20名前後の高齢者の介護を行っており、夜間は希望者を同施設に宿泊させていた。県や市からは、高齢者デイサービスとしての助成のみを受けている。名称も「デイサービス〇〇」とし、夜間の宿泊介護について施設管理者は、「友人を泊めている」「ボランティアで実施している」と言い、グループホームではないと主張していた。

古い木造住宅の和室に、ベッドを並べた状態で多数の高齢者が寝泊まりしており、出入口は認知症入所者の徘徊脱出防止のため南京錠で施錠するなど、火災発生時には多数の死傷者が出る可能性が高い施設であることは明らかであった。

指導開始時から、令別表の用途の判定は、介護保険等と関係なく実態を見て消防が判定していることを説明し、施設管理者も指導内容には理解を示し順次改善してきたものの、スプリンクラー設備の設置については、一向に改善されなかった。

他県でのグループホーム火災の事例もあり、

❌ 違反是正

早急に改善を促すため、警告、命令による法的措置も検討していたが、施設は施設管理者自身が住んでいる住宅でもあり、「友人を自宅に泊めている」「友達だ」「夜間の介護料はもらっていない」などの発言から、消防の項判定が正しいか迷いが生じて躊躇してしまった。

課題と問題点

施設管理者は、消防の指導に対し一定の理解を示しており、消防用設備等の設置は順次なされてきたが、スプリンクラー設備の設置には、設置費用の問題（約700万円）があり、補助金の制度があるものの、市の介護保険等担当部署ではデイサービスとして取り扱われているため、「補助金の対象外」とされ、補助が受けられないので設置が進まない状況であった。

さらに施設管理者は、「立派な施設には補助をして、私らのようなボランティアで高齢者を宿泊させている施設に補助をしない」と行政機関の説明不足や対応に不信感をもっていた。そのため、施設管理者は市等の行政機関に対して具体的に補助金の問い合わせをしておらず、補助が受けられなかったことが、消防設備等の設置を遅らせた要因の一つとなっていた。

消防からも、市の担当者へ概要を説明し補助金について問い合わせたが、同様に「補助は受けられない」との回答であった。

なんとか早期改善ができないものかと考え、県の担当者へ直接問い合わせたところ、方法によっては補助が受けられる手段があるとの回答を得た。しかし、問い合わせ時点では、すでに申請期間が過ぎており補助が受けられない状況であった。

施設管理者が補助についての問い合わせを十分にしなかったことが一番の原因ではあるが、我々消防機関も、補助金の申請を受け付ける市の担当者も真摯に調査しなかったことも要因であると考えられる。

指導開始当初から、消防と補助金を取り扱う行政機関とが連携した指導をしていれば、補助が受けられ早期に改善がされていたと思われる。



設置されたスプリンクラー設備

現在も、消防用設備等は法令の基準どおり設置されたものの、出入口が南京錠等で施錠されている状況は改善されておらず、継続的に指導をしているが、認知症入所者の脱出による人命危険と非常時の避難障害による人命危険との指導方法に頭を悩ませている。

おわりに

砺波地域消防組合の査察員は、いずれの消防署でも消防隊・救急隊・救助隊を兼務しているため、違反処理に関しては経験不足もあり、今回の事例が改善されなかった場合、警告及び命令を発しての改善指導を行ったかわからない。

ただし、指導開始時の施設管理者の態度は、「話を聞かない」「空返事」を繰り返し、とても理解を得られる状態ではなかったが、数カ月後に、救急隊員として施設利用者の救急搬送に携わったことが、施設管理者に一定の理解を得る大きなきっかけとなったという一面がある。

出動隊兼務での違反是正指導は、災害出動による急なキャンセルや、責任を持った追跡指導ができづらいなど、難しい側面が多々あるが、今回のような違反是正に直接つながるような場合もあることを知った。

今後は、出動隊員を兼ねる予防担当者として、実際の有事の際の危険要因を直接説明するなど消防隊、救急隊員としての視点からの指導方法も視野に入れて、今後の違反是正指導を行っていききたい。